

# 高病原性鳥インフルエンザ及び 豚熱対策に係る庁内連絡会議

日時：令和7年1月7日（火） 午後4時～

場所：第3応接室（県庁本庁舎3階）

出席：知事、  
鳥インフルエンザ対策チーム  
（副知事、農林水産部、生活環境部）  
危機管理部、鳥取大学

1

## 会議内容

### 1 高病原性鳥インフルエンザ対応

- (1) 国内における高病原性鳥インフルエンザ発生・検出状況
- (2) 野鳥サーベイランス
- (3) 国及び鳥取県の対応（家きん）

### 2 豚熱対応

- (1) 発生状況（県内64例目）
- (2) 県内の感染確認区域
- (3) 鳥取県の対応（豚）

### 3 山口教授からのコメント

2

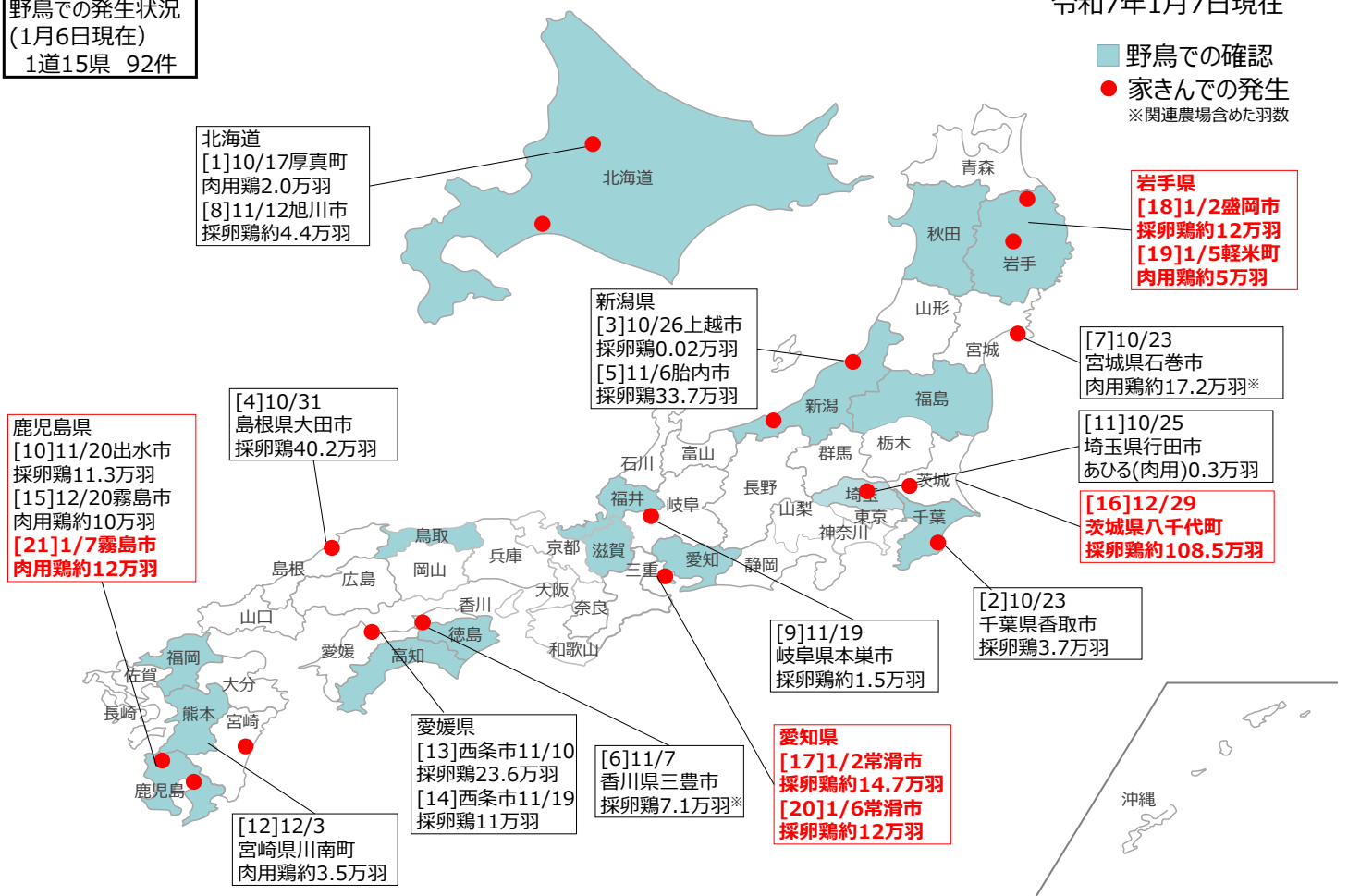
# 1 高病原性鳥インフルエンザ対応

## 国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況

令和7年1月7日現在

野鳥での発生状況  
(1月6日現在)  
1道15県 92件

■ 野鳥での確認  
● 家さんでの発生  
※関連農場含めた羽数



# 野鳥サーベイランスの強化

## ○野鳥サーベイランスを最大限に強化して継続実施中

・11/12から野鳥監視ステージ3に移行し、最大の地点数で実施中  
(野鳥監視:70か所、糞便・水検査:6か所)

実施する条件	サーベイランス内容	地点数
野鳥監視ステージ1 (近隣国での感染確認時等)	野鳥監視	最大 35地点
	糞便・水検査	3か所
野鳥監視ステージ2 (国内での感染確認時)	野鳥監視	最大 35地点 ※近隣で発生した場合は最大70地点に拡大
	糞便・水検査	3か所 ※近隣で発生した場合は最大6か所に拡大
野鳥監視ステージ3 (県内での感染確認時)	野鳥監視	最大 70地点+重点区域の位置により必要に応じて追加
	糞便・水検査	最大 6か所+重点区域の位置により必要に応じて追加

### 【本県の高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出状況】

・11/18に鳥取市で採取した糞便からH5N1亜型を確認、以降検出なし

### 【県内の渡り鳥の飛来状況】

《湖山池》

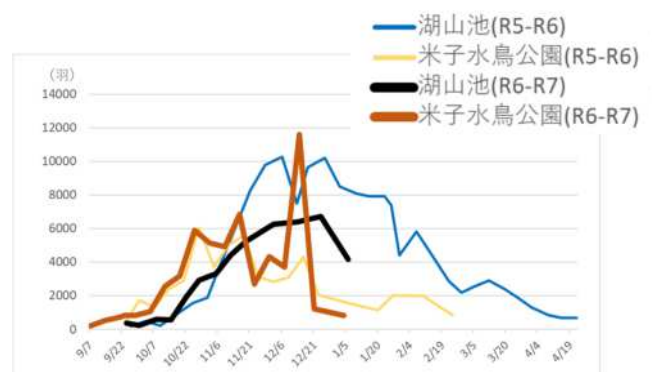
昨年より少ない飛来数で推移

《米子水鳥公園》

昨年と同程度で推移しているが、12月中旬にトモエガモの大群が飛来し、一時的に急増したが減少

《飛来状況(1月上旬調査)》 ( )内は昨年同時期の飛来数

湖山池	4,157羽 (8,503羽)
米子水鳥公園	814羽 (1,576羽)



## 国の対応(家きん)

- 1 「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催
- 2 専門家を現地に派遣
- 3 殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、「緊急支援チーム」を派遣
- 4 「疫学調査チーム」を派遣
- 5 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導
- 6 生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供

# 鳥取県の対応(家きん)

- 1 県内78養鶏場、関係者等へ発生情報の周知と注意喚起  
各発生農場と本県農場は疫学関連無し
- 2 茨城県への発生事例(約108万羽)に、家畜防疫員1名を派遣
- 3 各養鶏農場へ飼養衛生管理の徹底の指導
  - ①農場の防鳥ネットの点検
  - ②靴や衣服の交換
  - ③農場及び鶏舎出入口での人、車両の消毒
  - ④鶏舎への塵埃侵入防止対策(鶏舎周辺への散水・消毒等)
  - ⑤家きんの観察と異状を認めた場合、家畜保健衛生所への速やかな通報
- 4 大雪への対応を全農場へ指導(1/7)
  - ・消毒設備の凍結防止対策
  - ・消毒薬の有効濃度の確認
  - ・鶏舎周辺への消石灰のこまめな散布 等

## 県民への情報提供

- 関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施
- ホームページ等でも野鳥等との接し方や異常な野鳥等の発見時の対応、愛玩鳥の飼育方法、食の安全についての相談窓口を周知し、県民からの相談に対応
- 県ホームページ「とりネット」の鳥インフルエンザの特設サイトにより、家きん、野鳥、愛玩鳥について総合的に情報提供



お問い合わせ 使い方 サイトマップ RSS

### 高病原性鳥インフルエンザへの対応

#### 県民の皆様へのメッセージ

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されています。

鳥インフルエンザウイルスは感染した鶏との濃厚な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないとされていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- 野鳥を素手で触らないでください。
- 野鳥や鳥の排泄物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排泄物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- 異常な野鳥や死亡または衰弱した野鳥を見つけたときは、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。  
※異常な野鳥：首を傾けてふらついていたり、首をのけぞらせて立っていらなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染することはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥や野生鳥獣と接触させないようにし、鳥の排泄物に触れた後には手洗いとうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

#### 鳥インフルエンザに関する情報について

- 家きんの情報はこちら
- 野鳥の情報はこちら
- 愛玩鳥の情報はこちら

お気に入りページ

漂着したアザラシやオットセイなど海獣類にご注意

漂着したアザラシ等の海獣類にご注意ください

海外において、アザラシやオットセイなどの海獣類が高病原性鳥インフルエンザに感染し死亡する事例が確認されています。

濃厚な接触など特殊な場合を除き、通常では人に感染することはないとされていますが、海岸等で海獣類を発見されても、直接触れないようにしてください。

[高病原性鳥インフルエンザへの対応\(とりネット内リンク\)](#)

漂着したアザラシ等を見つけた場合の連絡先

海岸に漂着した海獣類を発見した場合の連絡先

鳥取県土整備事務所 維持管理課  
電話：0857-20-3604、3605 ファクシミリ：0857-20-3598

中部総合事務所 農土整備局 維持管理課  
電話：0858-23-3216、3217 ファクシミリ：0858-22-0013

西部総合事務所 米子県土整備局 維持管理課  
電話：0859-31-9711、9712 ファクシミリ：0859-33-4110

※平日夜間、土日祝日は県災害情報ダイヤル(電話：0857-26-8100)までご連絡ください。

# 鳥インフルエンザ相談窓口(24時間対応)

## ■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

自然共生課	0857-26-7979	(夜間休日 0857-26-7111)
くらしの安心推進課(愛玩鳥)	0857-26-7877	( // )
中部総合事務所環境建築局(野鳥)	0858-23-3276	(夜間休日 0858-22-8141)
中部総合事務所倉吉保健所(愛玩鳥)	0858-23-3149	( // )
西部総合事務所環境建築局(野鳥)	0859-31-9628	(夜間休日 0859-34-6211)
西部総合事務所米子保健所(愛玩鳥)	0859-31-9320	( // )

## ■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240	(夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341	( // )
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140	( // )

## ■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552	(夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3117	(夜間休日は転送)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9321	(夜間休日 0859-34-6211)

## ■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532	(ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3145	( // )
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9317	( // )

## ■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8100	9
------	--------------	---

## 県民の皆様へのメッセージ

■ **家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。**

■ **鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。**

- ・野鳥を素手で触らないでください。
- ・野鳥や野鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

■ **隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。**

## 2 豚熱対応

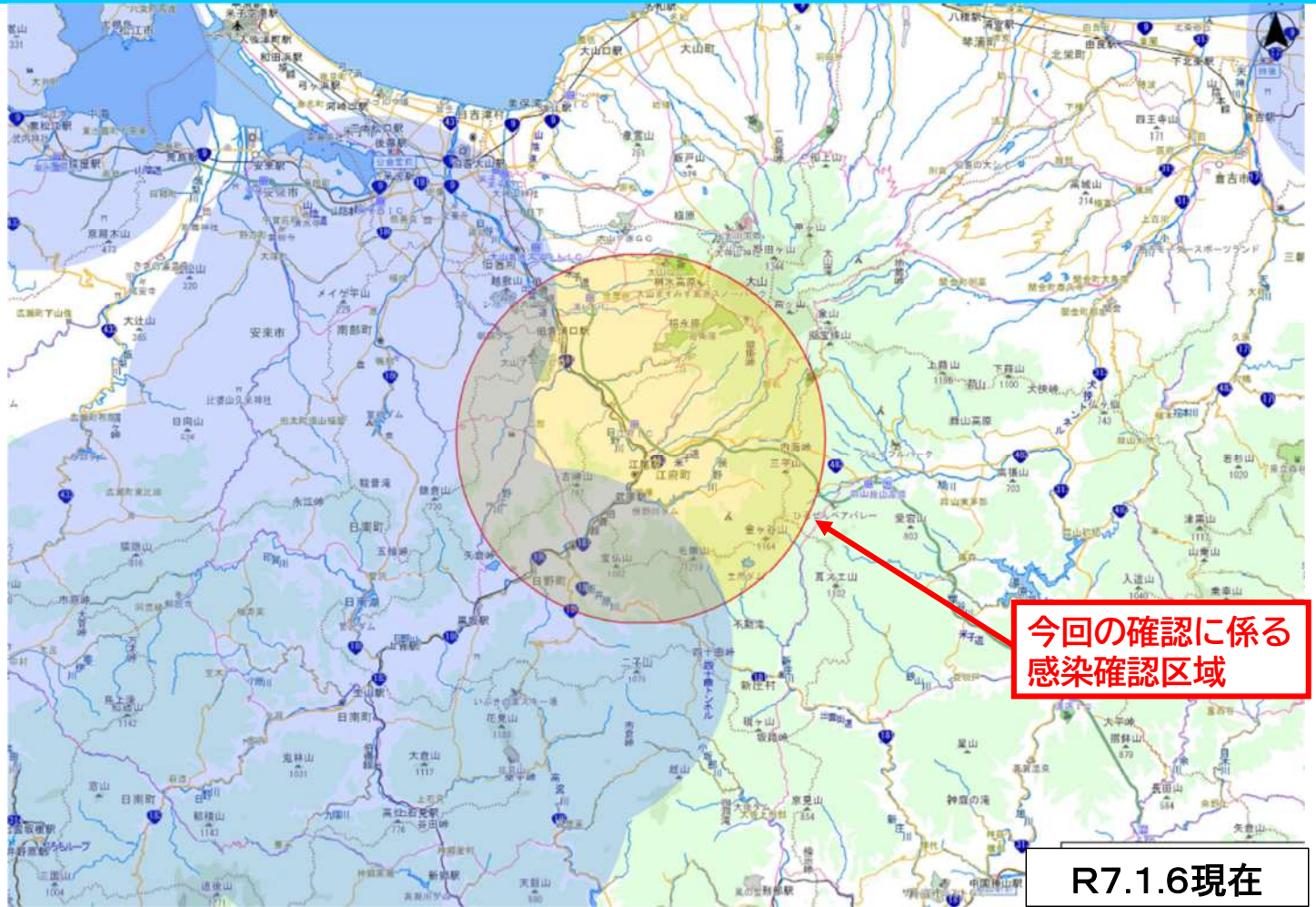
### 発生状況(県内64例目)

#### ○陽性のししの情報

- ・ 発見日 12月29日(日)
- ・ 発見場所 江府町地内
- ・ 発見状況 くくりわなにかかった状況で死亡
- ・ 体長 約125cm、雌
- ・ 個体の処分 埋却

○1月6日(月) 倉吉家畜保健衛生所のリアルタイムPCR検査で豚熱遺伝子を確認し、豚熱陽性と確定

# 感染確認区域(感染いのしし発見場所から半径10km以内)



## 県の対応(1)

### 1 発生情報の周知と注意喚起

- ・県内全16農場の飼育豚に異状なし
- ・県内全農場に対し、侵入防止柵や畜舎の点検、長靴や衣服の交換、車両消毒の徹底を指示。

※江府町には養豚場なし

### 2 移動制限等防疫措置

鳥取県は豚熱ワクチン接種区域であることから、制限区域の設定や消毒ポイントの設置は行わない。

## 県の対応(2)

### 3 野生いのしし対策

#### ○狩猟者等への捕獲強化及びウイルス拡散防止対策の要請

- 野生いのししについて感染確認区域(感染いのしし発見場所から半径10km以内)の外への肉等持ち出しの自粛の要請
- 捕獲個体の適切な処理(埋却等)
- 感染確認区域内での狩猟後は、移動時の洗浄・消毒の徹底(自動車、器具、靴、衣服等)

#### ○サーベイランス強化

- 野生いのしし死体、捕獲個体の検査の強化

#### ○ジビエ利用に関する注意喚起

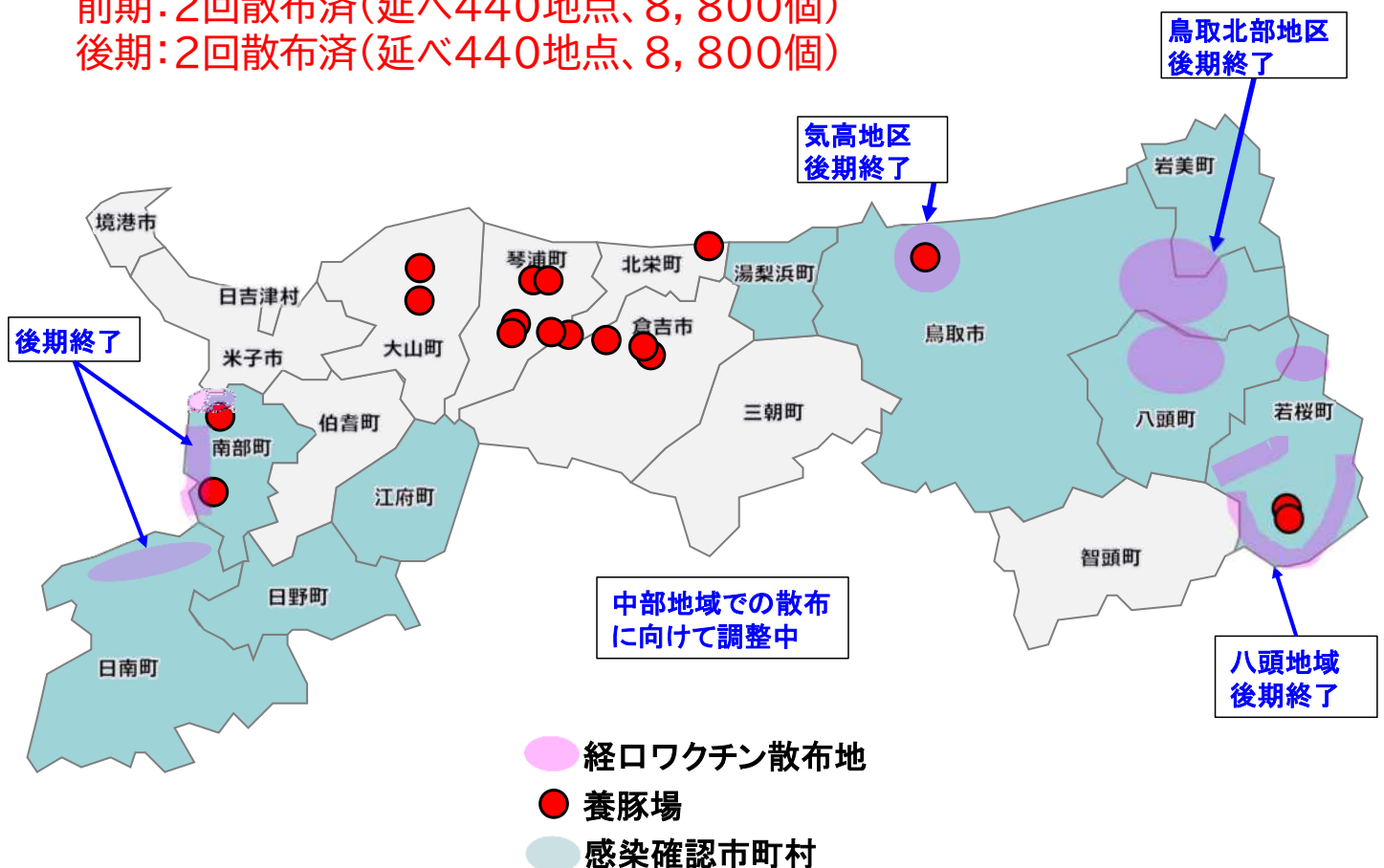
- ジビエ利用関係者(狩猟者、処理施設)に発生情報の周知と注意喚起

## 県の対応(3)

#### ○経口ワクチン散布による県内へのウイルス拡散防止

前期:2回散布済(延べ440地点、8,800個)

後期:2回散布済(延べ440地点、8,800個)





# 県の対応(4)

## 4 狩猟者や登山者、山林内で作業される方への注意喚起

- ・豚熱ウイルス拡散防止のポスターを市町村及び関連施設へ配布し、住民や登山者、山林内で作業される方への周知を依頼
- ・狩猟者へのチラシ配布や県ホームページ・SNS、新聞広告等で注意喚起実施


### チラシ

登山・キャンプや山林内で作業される方に  
豚熱ウイルスの拡散防止に御協力をお願いします。

○鳥取県内において、野生イノシシで豚熱の感染が確認されています。  
○豚熱は人間に感染することはありませんが、豚に感染して養豚業に大きな被害を与えます。  
○ウイルスを山林から持ち帰らないようご協力をお願いします。

**山に入る前に必ず感染確認区域を確認してください。**

●登山やキャンプ、農作業などで山林に立ち入る区域が、豚熱に感染した野生イノシシが発見された場所から半径10km圏内（以下、感染確認区域）かどうか確認してください。感染確認区域は、県のホームページで公開しています。（QRコードから確認できます）



**感染を広げないためにお願いしたいこと**

- ① ウイルスは土にも含まれています。靴についた泥は山で落としましょう。
- ② イノシシを引き寄せないよう飲食物は捨てずに持ち帰りましょう。
- ③ 山から下りたら養豚場等に近寄らないようにしましょう。
- ④ イノシシの死体を見つけたら、接触を避け、市町村又は県に連絡してください。

※なお、死体は豚熱ウイルスを保有する可能性がありますが、明らかに交通事故での死体や開裂しているもの、厚の平山県など（検査用）の試料採取を目的に適切な処理が施されたものは、検査の対象外です。連絡は不要です。  
<死体（イノシシ発見時の連絡先）>  
鳥取県畜産振興局 家畜防疫課 0857-26-7286（夜間休日 090-8061-9109）

令和5年6月 【豚熱関係】 鳥取県 農林水産部 家畜防疫課 電話：0857-26-7286  
【野生動物関係】 鳥取県 生活環境部 自然共生課 電話：0857-26-7579

### SNS(X トリピー)

鳥取県広報課 5日

【GWに登山やキャンプをする方へ4つお願い】

今、野生いのししの間で豚熱（ぶたねつ）という病気が広がっています。人間に感染することはありませんが、豚に感染して養豚業に大きな被害を与えます。ウイルスを山林から持ち帰らないよう、御協力をお願いします。

- ・イノシシを誘引しないよう残飯は持ち帰りましょう
- ・ウイルスは土にも含まれます。靴の泥は山で落としましょう
- ・家畜がいる施設に近寄らないようにしましょう
- ・イノシシの死体を見つけたら、管轄の自治体に連絡してください

死亡いのしし発見時の連絡先など詳しくはこちら！  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/311197.htm>

#登山 #キャンプ #イノシシ #豚熱



山林に立ち入る皆さまへ  
豚熱ウイルスの  
ご協力をお願いします

### 新聞広告



**注意** 豚熱拡散防止にご協力ください

野生いのししの間で豚熱という病気が広がっています。豚に感染すると養豚業に大きな被害を与えます。ウイルスを広げないようご協力をお願いします。

■野山に入った際の注意  
○いのししを誘引しないよう野外に食べ物を捨てない  
○下山時に靴の泥を落とす  
○家畜がいる施設に近寄らない

※いのししの死体を見つけたら、市町村窓口が県庁家畜防疫課へ連絡してください（豚熱検査をします）。  
※豚熱は豚といのししの病気で、人には感染しません。豚肉は安全です。

問合せ先 県庁家畜防疫課  
☎0857-26-7286 ☒0857-26-7292

## 豚熱相談窓口(24時間対応)

### ■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240（夜間休日は転送）
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341（ // ）
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140（ // ）

### ■死亡いのししに関する通報窓口

家畜防疫課	0857-26-7286（夜間休日 090-8061-9109）
各市町村窓口	

### ■野生いのししに関する相談窓口

自然共生課	0857-26-7979（夜間休日 0857-26-7111）
中部総合事務所環境建築局	0858-23-3276（夜間休日 0858-22-8141）
西部総合事務所環境建築局	0859-31-9628（夜間休日 0859-34-6211）

### ■ジビエ利用に関する相談窓口

食パラダイス推進課	0857-26-7853（夜間休日 0857-26-7111）
東部農林事務所	0857-20-3654（夜間休日 0857-26-7111）
中部総合事務所農林局	0858-23-3163（夜間休日 0857-26-7111）
西部総合事務所農林局	0859-31-9768（夜間休日 0857-26-7111）

### ■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8100
------	--------------

# 豚熱ウイルスを広げないためをお願いしたいこと

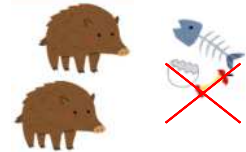
①

ウイルスは土にも含まれています。  
靴についた泥は山で落としましょう。



②

イノシシを引き寄せないよう飲食物  
は捨てずに持ち帰りましょう。



③

山から下りたら養豚場等に近寄ら  
ないようにしましょう。



④

イノシシの死体を見つけたら、接触を避け、  
市町村又は県に連絡してください。

19

## 県民の皆様へ

- 1 豚熱は豚熱ウイルスによる豚及びいのししの病気であり、人に感染することはありません。
- 2 仮に感染した豚やいのししの肉を食べても人の健康に影響はありません。県民の皆様には安心して豚肉やいのしし肉を食べていただくようお願いいたします。

20